

令和 6 年度

宇佐市一般廃棄物

生活排水処理実施計画



宇佐市

令和 6 年 1 月

令和6年度宇佐市一般廃棄物生活排水処理実施計画

1. 目的

本計画は、環境衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、年度ごとに策定するものである。

本市の一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）に基づいて、令和6年度における生活排水の適正な処理について、必要な事項を定める。

本計画に掲げた取組みを着実に推進することで、SDGsの目標の達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。

【一般廃棄物処理計画の構成】

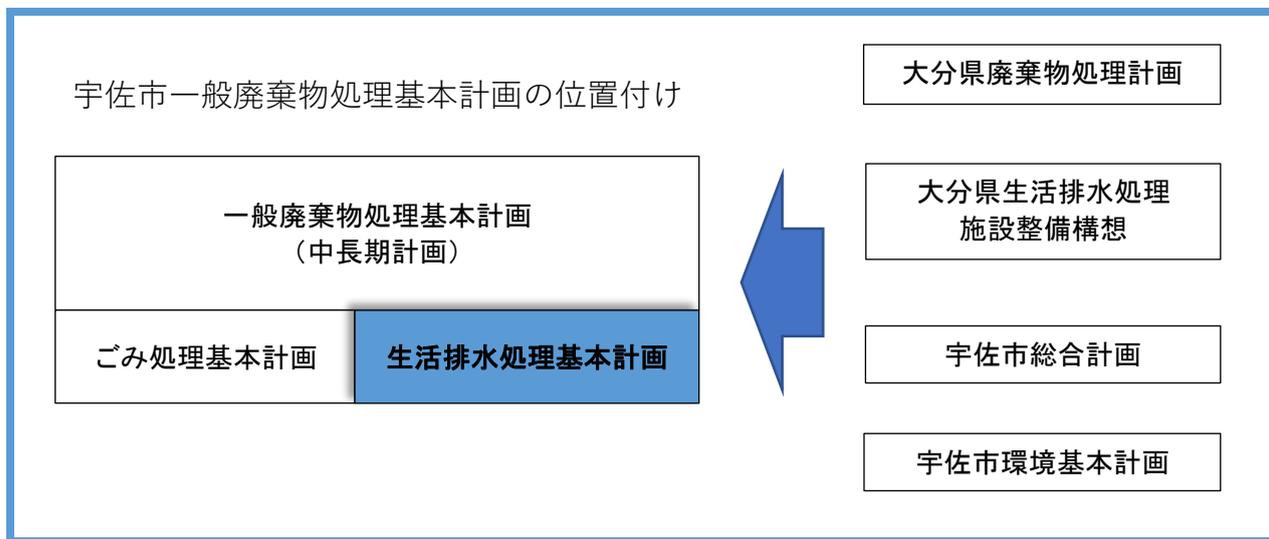
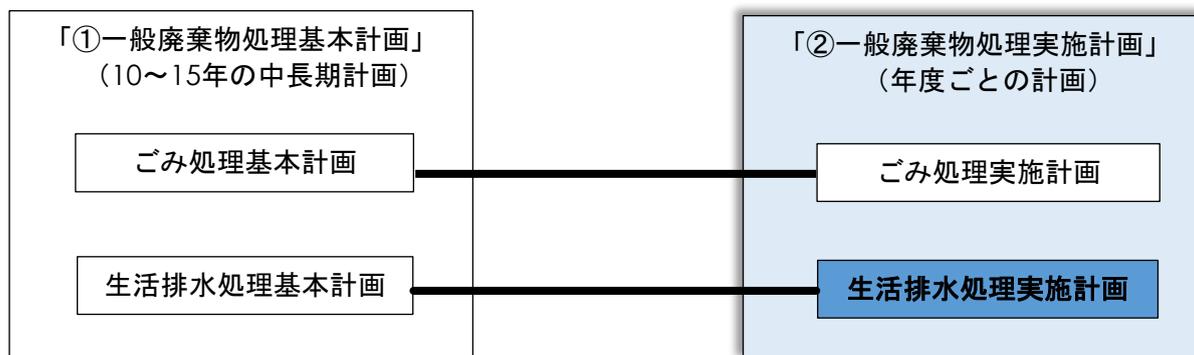
一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）

※本市の計画は令和4～17年度の14年間の計画となっている。

- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成される。



2. 処理する一般廃棄物の種類

し尿及び浄化槽汚泥

3. 計画処理区域

面積	人口	世帯数
439.05 k m ²	52,724 人	25,995 世帯

人口・世帯数（外国人登録人口を含む）は令和6年1月1日現在

4. 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

5. 処理方式

(1) 収集運搬方法

し尿については使用者又は管理者からの依頼に基づき、市委託業者が随時行い、浄化槽汚泥については浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業許可業者が収集運搬する。

(2) 搬入先及び処理

搬入先・・・環境衛生センター
処理主体・・・宇佐市

(3) 汚泥の処理

環境衛生センターで、し尿及び浄化槽汚泥を処理する過程で発生する脱水汚泥は、農林水産大臣の肥料登録を行い無料で配布し、全量堆肥化の促進を図る。

6. 使用時間及び休業日（宇佐市一般廃棄物処理施設条例施行規則第2条）

(1) 使用時間

午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 休業日

ア 日曜日及び土曜日
イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

★但し、その月の休日等の事情により必要があると認めるときは、休業日であっても施設を開設する場合がある。

7. 一般廃棄物し尿の処理手数料（条例第26条関係）

区 分			手 数 料
一般廃 棄物	し尿	定額制	人員割 1人につき月額308円
		回数割	くみ取り1回につき110円 ただし、くみ取り回数が1月に1回を超える場合は、その超える回数1回につき220円 無臭トイレは、くみ取り1回につき220円
	従量制	従量割 18ℓにつき（18ℓ未満のときは、18ℓとみなす。） 154円	

※ 手数料の額は、この表により算出した額とする。ただし10円未満の端数があるときはこれを切り捨てとする。

（備考）1 し尿の処理手数料で定額制によるものは、一般世帯（次項に掲げるものを除く。）のくみ取りとする。

2 し尿の手数料で従量制によるものは、官公署、事業所、飲食店その他これらに類するもの及び一般世帯のうち次の各号のいずれかに該当するくみ取りとする。

- （1）初回のくみ取り
- （2）不定期（6月を超える場合）又は臨時のくみ取り
- （3）雨水、洗水の流入、湧水等により、くみ取り量が世帯人員に比して著しく多い場合のくみ取り
- （4）構造上、水を使用する形式の便槽のくみ取り
- （5）居住者以外の者が居住者と共用する便槽のくみ取り
- （6）その他市長が必要と認める場合

8. 令和6年度し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

（1）生活排水処理形態別人口（推定） （人）

生活排水処理形態別人口	推定人口	処理主体
水洗化・生活雑排水処理人口	34,636	
公共下水道	14,940	宇佐市
農業集落排水施設	2,346	宇佐市
合併処理浄化槽	17,350	個人等
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	7,568	個人等
非水洗化人口	10,520	
し尿収集	10,520	個人等
自家処理	0	

(2) し尿及び浄化槽汚泥の発生状況等について

し尿の発生量は、水洗化人口の増加に伴い減少傾向にある。また、浄化槽汚泥の発生量は、水洗化への転換により増加傾向にある。

過去5年間のし尿、浄化槽汚泥発生量及び令和6年度発生量の見込みは、以下のとおりである。

し尿、浄化槽汚泥発生量の実績

(単位：kℓ)

区分	過去5年間の実績				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
し尿	11,957	11,761	11,258	10,832	10,425
浄化槽汚泥	9,896	10,336	10,402	10,064	10,168
合計	21,853	22,097	21,660	20,896	20,593

※令和5年度は同年度12月末での年度見込

(3) し尿及び浄化槽汚泥の見込み及び収集運搬計画

収集運搬計画

(単位：kℓ)

項目	区分	令和5年度見込	令和6年度見込	収集運搬能力
	し尿	年間(kℓ/年)	10,425	
	日平均(kℓ/日)	28.6	27.6	
浄化槽汚泥	年間(kℓ/年)	10,168	10,763	17,287
	日平均(kℓ/日)	27.9	29.5	
合計	年間(kℓ/年)	20,593	20,824	
	日平均(kℓ/日)	56.4	57.1	

※上記のとおり令和6年度計画量は運搬業者の収集運搬能力を下回っており、既存の業者において適切な収集運搬体制が確保できている。そのため新規業者については当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の業者の事業への影響を適切に考慮するとともに、住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ可能性がある。

したがって、市長が特別に必要と認める場合を除き、大幅な変動等がない限り今年度を含め当分の間、新たな委託及び許可は行わないものとする。

【収集運搬能力】

○し尿

50.3 kℓ (1日の収集量計) × 21 日 (ひと月の平均受入日) × 12 月 = 12,676 kℓ

○浄化槽汚泥

68.6 kℓ (1日の収集量計) × 21 日 (ひと月の平均受入日) × 12 月 = 17,287 kℓ

なお、浄化槽汚泥については、将来の発生量動向を見極めながら、法令によって定められた汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集運搬業務が遂行できるよう許可業者に指導するものとする。

(ア)収集運搬計画に関する目標

収集運搬業者の計画収集及び申し込みによる随時収集を速やかに実施する。

(イ)収集区域の範囲

収集区域は宇佐市全域とする。

(ウ) 収集の方法

計画収集及び申し込みによる随時収集とする。

収集運搬業者一覧

収集運搬業者名 (4者)	体制	区分
会社名：(有)豊前衛生社 住所：宇佐市大字江須賀1901番地2 電話番号：0978-38-1085	バキューム車(予備車含む) 収集量(1.8kl)3台 収集量(2.0kl)1台 収集量(2.85kl)1台	し尿 浄化槽汚泥
会社名：(有)二豊衛生社 住所：宇佐市大字江須賀1672番地 電話番号：0978-38-0009	バキューム車(予備車含む) 収集量(1.8kl)4台	し尿 浄化槽汚泥
会社名：(有)宇佐衛生社 住所：宇佐市大字富山1079番地 電話番号：0978-33-3758	バキューム車 収集量(1.8kl)2台	し尿
会社名：(有)豊州公益社 住所：宇佐市安心院町下毛1212番地1 電話番号：0978-44-2282	バキューム車(予備車含む) 収集量(1.8kl)1台 収集量(3.0kl)2台 収集量(6.5kl)1台	し尿 浄化槽汚泥

☆し尿の収集運搬については、市から委託を受けた委託業者が地域を指定し、収集運搬を実施している。

ホームページ【業者別委託指定地域(校区)】を参照

<https://www.city.usa.oita.jp/material/files/group/32/6507.pdf>

☆浄化槽汚泥の収集運搬については、市から許可を受けた許可業者が、浄化槽管理者等から浄化槽の清掃をする際に依頼し、収集運搬されている。地域指定はない。

中間処理計画

処 理 概 要	環境衛生センターで、市内のし尿及び浄化槽汚泥を処理		
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式 + 高度処理方式		
処 理 能 力	87kℓ / 日		
処 理 施 設	名 称 宇佐清掃事業局 環境衛生センター		
	所 在 地 宇佐市大字江須賀2015番地		
放 流 水 質	項 目	水質 (保証値)	令和 5 年度 見込
	水素イオン濃度 (PH)	5.8~8.6	7.4
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/ℓ 以下	1.8
	化学的酸素要求量 (COD)	30mg/ℓ 以下	3.1
	浮遊物質 (SS)	20mg/ℓ 以下	1未満
	全窒素 (T-N)	10mg/ℓ 以下	0.63
	全リン (T-P)	1mg/ℓ 以下	0.047
	色 度	30度以下	0
	大腸菌群数	1,000個/cm ³ 以下	不検出
処理水発生量	124,855 m ³ / 年		
残渣発生量	6.6 t / 年		



残渣：前処理の過程で発生する細かく切断された紙や布などの固形物を、脱水した後にゴミ焼却処理施設へ搬送され焼却される。

最終処分計画

処 理 水	1 日約 342 m ³ を弁財川河口に放流する。
し 査	宇佐市ゴミ焼却センターで焼却する。
脱 水 汚 泥	743 t / 年 堆肥化を促進し、農地などに使用する。

9. 関連するその他の取り組み

生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷量を削減するため、市報やホームページ等を活用して、広報・啓発活動の強化を図ります。

(1) 市民意識の向上を図るための取り組み

- 下水道の日キャンペーンでの街頭啓発活動
- 学校教育における環境教育・学習の実施

(2) 家庭や事業所における発生源対策の推進

- 水切りネットの利用や廃油処理等の排出抑制用品の普及
- 事業所からの排水基準の遵守、農薬や肥料の流出の抑制

(3) その他の取り組み

- 公共下水道の整備区域において普及促進
- 単独浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の周知・啓発
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査受検）の周知・啓発

【本計画と関係が深いSDGs】

目標 6	安全な水とトイレを世界中に			
目標 1 1	住み続けられるまちづくりを			
目標 1 2	つくる責任 つかう責任			
目標 1 4	海の豊かさを守ろう			
目標 1 7	パートナーシップで目標を達成しよう			

令和 6 年度

宇佐市一般廃棄物生活排水処理実施計画



令和 6 年 1 月

宇佐市 市民生活部 清掃事業局 業務第一課

〒872-0032 宇佐市大字江須賀2015番地

TEL 0978-38-0390